

東京2020公式 オリジナル商品を 市民の森ふれあい ホールで販売

東京2020大会エンブレムを使用したTシャツ、ポロシャツ、タオル、ピンバッジ、キーホルダーなど多数販売しています。

問 文化スポーツ課(☎514-8465)



採用情報

ひとり親家庭の相談員・母子父子自立支援員など(嘱託職員)募集

市政情報 HP

日程 8月から勤務

内容 ひとり親家庭のさまざまな相談を受け付け

対象 社会福祉士などの有資格者歓迎

定員 1人※書類選考後、面接

申込 7月20日(木)までに市役所2階
セーフティネットコールセンターへ
履歴書などを持参
☎セーフティネットコールセンター
(☎514・8546)

まちづくり

土地区画整理審議会(豊田南・西平山)

日時 ①7月19日(水)②20日(木)いずれも午後2時から

会場 ①豊田南まちづくり事務所②西平山まちづくり事務所

救急科からのご案内 市立病院診療室が 実況中継



救急科部長 中村 岩男
4年前にこのコラムで「救急科」を紹介した頃は、院内標榜の診療科で部長の私を含め専従医師はおらず、非常勤医師数人で平日日中の一部の時間帯の救急診療を行っていました。
平成28年4月に念願の救急専従医師が赴任し、平成28年7月から正式に当院17番目の診療科となりました。
現在は2人の専従医師と数人の非常勤医師が交替で診療しています。病院の救急業務は全診療科が分担して行っていますが、その中で救急科

は、平日の日中は主に救急車対応を、週4回の当直業務では既存の当直医の専門性の隙間を埋めるような分野の診療を行っています。
平成28年度の救急車による受診患者は3千800人を超えました。市内からの救急搬送患者は年間7千人以上であり、その全てを引き受けるのは困難ですが、少しでも市民のニーズに応えられる救急医療体制を構築していきたいと思っています。
なお、当院の救急診療は救急車や開業医さんからの紹介患者さんを中心にを行っています。救急車を呼ぶかどうか迷うときは東京消防庁救急相談センター(☎#7119)への相談を、救急車を呼ぶほどではないときはお近くの開業医、休日診療医のご活用をご検討ください。

巽聖歌が取り持つ縁 姉妹都市・岩手県紫波町で 日野市を紹介



平成29年1月に岩手県紫波町と日野市は姉妹都市になりました。巽聖歌の生誕の地である紫波町と、晩年を過ごした日野市。それぞれの地域の魅力を紫波町図書館と日野市市政図書室で紹介しています。
今後も資料の交換を続け、交流を進めます。
問 市政図書室(☎514-8840)

新しい医療証を送付します。現況届を未提出の方は、早めにご提出ください。
問 子育て課(☎514・8598)

▲紫波町図書館の日野市コーナー

と一体とみなすこと)で500平方以上とされていた生産緑地地区の指定面積の要件を、条例により、300平方以上以上に緩和することを検討しています。

この条例(素案)に関する閲覧および意見募集を7月15日(土)～29日(土)に実施します。

閲覧場所 市役所3階都市計画課、七生支所、市政図書室、市内各図書館、市HP

意見募集 応募用紙(市HPからダウンロード可)または任意の用紙(住所・氏名・電話番号を記載)を〒191-8686日野市都市計画課(☎583・4483)へ

手当・助成

10月1日から子ども医療費助成制度を拡充

10月1日から、所得制限(税扶養2人の場合は所得70万円)未満の世帯の小・中学生に係る医療保険の一部負担金(通院1回につき200円上限)を廃止し、保険診療分が無料とになります。なお、6月以降に子ども医療費助成現況届を提出した所得制限未満の世帯の方には、9月下旬に

ひとり親家庭などの方へ手当を支給、医療費を助成

左表の通り、手当を支給、医療費を助成します。いずれの手当・助成も未申請の方はお早めに申請してください。また、所得の制限があり、受給できない場合があります。詳細は、お問い合わせください。
▼①児童扶養手当②ひとり親家庭等医療費助成の現況届の提出を7月末に、①を受給中または②を

ひとり親家庭の相談窓口を臨時で開設

児童扶養手当現況届受付期間の8月中は、土曜日にもひとり親相談窓口を開設します。生活・就労・お子さまの学費のことなど、ぜひご相談ください。
問 セーフティネットコールセンター(☎514・8546)

日野市の子育て情報サイト「ぽけとなび」をご存じですか？



市内に引っ越してきたばかりで、子育て情報の調べ方が分からず、途方に暮れていたりしませんか。そんなときは、ぜひ「ぽけとなび」をご活用ください!
「ぽけとなび」は、日野市の子育て情報に特化したモバイルサービスです。お子さまの年齢に応じた子育て情報、登録するとお知らせメールが届く予防接種および乳幼児健診スケジュールの自動作成機能など、子育てにかかせない情報を提供しています。パソコンはもちろん、スマートフォン、タブレット、携帯電話などから、いつでも・どこでも利用することが可能なので、外出先でも、気になったときに手軽に情報を得ることができます。
問 子ども家庭支援センター(☎599-6670)、健康課(☎581-4111)

手当助成	対象	支給額など
育成手当	次のいずれかに該当する平成11年4/2以降生まれの児童を養育している父、母または養育者 ①父母が離婚②父または母が死亡、もしくは生死不明③父または母が重度の障害者など	申請の翌月分から児童1人につき月額13,500円
障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1・2級程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	申請の翌月分から児童1人につき月額15,500円
児童扶養手当	次のいずれかに該当する平成11年4/2以降生まれ(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している父、母または養育者 ①父母が離婚②父または母が死亡、もしくは生死不明③父または母が重度の障害者など	申請の翌月分から児童1人の場合は月額9,980円～42,290円、児童2人目以降は加算あり(所得制限に応じて変わります)
ひとり親家庭等医療費助成	市内に住所があり、平成11年4/2以降生まれの児童を養育している全ての者に該当する母子・父子家庭か、それに準ずる家庭 ①各種健康保険に加入している ②生活保護を受けていないなど	保険診療分 課税世帯…1割 非課税世帯…負担割合なし